

令和3年5月21日
【 防 衛 省 】

【概要書】

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する
法律に基づく海賊対処行動について

の報告書が提出されました。

連絡先は省略。

海賊対処行動に関する新たな対処要項について

1. 趣旨

自衛隊の部隊は、平成21年7月以降、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成21年法律第55号。）に基づき、ソマリア沖・アデン湾において海賊対処行動を行っているところである。今般、自衛隊の部隊が参加している多国籍の海賊対処部隊である第151連合任務部隊及びその上位部隊である連合海上部隊が、本年6月10日に部隊運用の効率化を主眼として新たな体制に改編されることとなり、海賊対処要項に記載する「海賊対処行動を命ずる自衛隊の部隊の規模及び構成」等に変更が生じることから、新たな対処要項を作成する。

2. 現行の対処要項からの変更点

(1) 海賊対処行動の必要性

変更なし

(2) 海賊対処行動を行う海上の区域

変更なし

(3) 海賊対処行動を命ずる自衛隊の部隊の規模及び構成並びに装備並びに期間 ア「規模及び構成」

- ① 「自衛隊が海賊対処行動を的確かつ効果的に行うため、次に掲げる部隊及び関係諸機関と第151連合任務部隊司令部との連絡調整を行うための部隊」の記載及び人員数の変更

第151連合任務部隊が第151連合任務群に改編されることに伴い、「第151連合任務部隊」を、「第151連合任務群」に変更する。また、改編により第151連合任務群は司令部規模が縮小することから、規模については、「人員15名以内」と記載する。

- ② 「自衛隊が海賊対処行動を的確かつ効果的に行うため、次に掲げる部隊及び関係諸機関と連合海上部隊司令部との連絡調整を行うための部隊」の追加

改編により、連合海上部隊司令部においては、①海賊対処に係る共同訓練等の運用計画に係る策定機能の第151連合任務部隊司令部からの移管、②地域横断的な情報収集・分析等の機能の拡充が行われる。これに伴い、我が国が行う海賊対処行動を的確かつ効果的に実施するために、

連合海上部隊司令部へ新たに要員2名を派遣するところ、当該業務を行う部隊を次期対処要項に新たな部隊として記載する。(なお、従前連合海上部隊司令部に派遣されていた連絡官については、防衛省設置法第4条第1項第18号が根拠のため、対処要項の記載はなかったが、連合海上部隊司令部に司令部要員として派遣される自衛官は、海賊対処法第7条第1項に基づく海賊対処行動を行うものとして派遣されるため、次期対処要項に記載する。)

連合海上部隊司令部要員を務める自衛官のうち、第151連合任務群担当計画幕僚については、連合海上部隊司令部と、第151連合任務群司令部及び第151連合任務群に参加する部隊等との間で、中・長期的な第151連合任務群の活動や、海賊対処に係る共同訓練への各国アセットの割り当て等に係る連絡調整を通じて、第151連合任務群に参加するアセットの運用計画の策定等を行うこととなる。また、情報管理幕僚については、各連合任務群が収集した情報等に係るデータベースについて、情報が最新の状態にあるか、各部隊等との間で随時連絡を行うほか、各部隊等からの要望に応じたシステムの最適化や、システム面に関する問い合わせ対応等を通じ、データベースの保守管理を行うこととなる。

そのため、当該新たな部隊については「自衛隊が海賊対処行動を的確かつ効果的に行うため、次に掲げる部隊及び関係諸機関(※(ア)第151連合任務群司令部、(イ)ア及びイに規定する部隊、及び(ウ)第151連合任務群に参加する諸外国の軍隊その他の関係諸機関)と連合海上部隊司令部との連絡調整を行う部隊」と記述する。

イ 「装備」

自衛隊の装備については変更なし。

ウ 「期間」

今般の対処要項の更新は、あくまで連合海上部隊の組織改編に伴い、海賊対処要項に記載する「海賊対処行動を命ずる自衛隊の部隊の規模及び構成」について変更を行うものであり、海賊対処の必要性に関する評価を新たに行うものではない。したがって、海賊対処行動を命ずる期間については、令和3年6月10日から同年3年11月19日までとし、現行の期限を維持する。

(4) その他海賊対処行動に関する重要事項

変更なし

(5) 附則の追加

今般の対処要項の更新は、上記のとおり現行の期限を維持しながら、海賊対処要項に記載する「海賊対処行動を命ずる自衛隊の部隊の規模及び構成」の変

更を行うものであるが、海賊対処法上、対処要項の改正に係る規定は存在しないため、新たな対処要項を作成することとする。令和3年11月19日が期限の現行の対処要項については、令和3年6月9日限りで廃止する。

(以上)